

デジタルマーケティング伴走支援

募集要項

デジタルマーケティング伴走支援事業事務局
株式会社南都銀行

「デジタルマーケティング伴走支援」業務の実施について

株式会社南都銀行（頭取 橋本 隆史）では、経済活動におけるデジタル化が急務となっている社会情勢を踏まえて、奈良県内の希望する事業者に対する e コマース（以下、EC）活用に関するデジタルマーケティング伴走支援事業を奈良県から受託し、実施いたします。

1. 事業実施の目的

- ・急速なデジタル化を踏まえて、急務となっている奈良県内の事業者のデジタルマーケティングによる販路開拓・拡大を図り、継続的な稼ぐ力を向上させる。

※デジタルマーケティング：あらゆるデジタル技術（EC サイトや Web サイト等）を活用したマーケティング活動全般。

※マーケティング：自社の商品やサービスを、それをほしがっている顧客に対し、どのように届けるかという「商品やサービスが売れるしくみ」を立案、実行する活動全般。

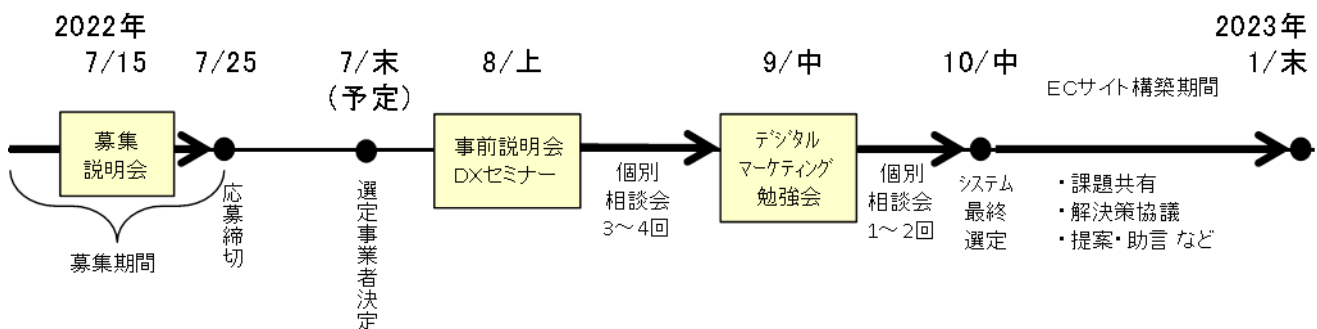
2. 事業概要

- ・本事業は、奈良県の中小企業のデジタルマーケティング・EC サイト構築に対する以下の伴走支援を無償で提供するものです。

支援内容	①DX、デジタルマーケティングに関する勉強会の開催	無償
	②選定事業者が作成した事業計画の確認、課題の抽出およびアドバイス	
	③個社別マーケット分析の提供	
	④デジタルマーケティング活用に関する個別相談会の実施	
	⑤個社の特性に応じた EC サイト関連ベンダー（システム開発業者）とのマッチング	

※本事業においては、事業期間内に EC サイトを構築する必要があり、EC サイト構築費用（ベンダーへの支出等）は事業者自身でご負担いただきます。

3. スケジュール（予定）



4. 応募対象者

下記要件を全て満たす者

1. 奈良県内に本社・本店・事業所がある中小企業者（みなし大企業でないこと）
2. 奈良県内の事業所等において EC 活用に取り組む者
3. 新たに EC 販路（EC モール出店等）形成を目指す者、又は既に EC を活用している場合、EC 向けの販促手法や決済・流通面等に課題があり、その解決に取り組む者。
4. 本事業の主旨をよく理解し、セミナー・面談等を含めた支援に対し真摯に対応できる者
5. コンプライアンスを実践している者

対象となる法人

以下（a）又は（b）を満たす法人を対象とする。（中小企業基本法に定義される中小企業者）

業種	(a) 資本金の額	(b) 常時使用する従業員の数
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
小売業	5 千万円以下	5 0 人以下
サービス業	5 千万円以下	1 0 0 人以下
製造業その他	3 億円以下	3 0 0 人以下

5. 応募について

(1) 応募方法

奈良県内の南都銀行窓口「デジタルマーケティング伴走支援」エントリーシート兼ヒアリングシートを用意しておりますので、必要事項をご記入のうえ、①県内南都銀行窓口、②郵送、③メール、④FAXにてお申込みください。

【応募先】 南都銀行営業サポート部公務室内 【住 所】 〒630-8677 奈良市橋本町16番地 【Email】 ec-bansoushien@nantobank.co.jp 【F A X】 0742-24-3283
--

(2) 応募締切

【窓口受付】 2022年7月25日（月）15時まで

【メール・郵送・FAXによる受付】 2022年7月25日（月）南都銀行営業サポート部公務室必着

(3) 提出書類：「デジタルマーケティング伴走支援」エントリーシート兼ヒアリングシート

6. 選考について

(1) 選定事業者数

- ・10社程度

(2) 審査基準

- ・要件を満たしたもののなかから、EC サイト構築に対する熱意及び具体的なビジョン等を総合的に判断し、選定事業者を選考する

(3) 選考方法

- ・書類審査（応募多数等、状況に応じ2次選考（ヒアリング等）を実施予定）

(4) 選考結果

- ・選考結果については、選考された方へのみ通知いたしますのでご承知おきください。

7. 対象外事業者

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
- (2) 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業・商品の取扱いを行っている者。
- (3) 奈良県の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- (5) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (6) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- (7) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

8. その他、ご確認事項

- (1) 提出頂いた書類は返却いたしません。控えは応募者の責任でご準備いただくようお願いします。
- (2) 提出頂いた書類に記入された情報は、以下のとおり利用・共有させていただきます。
 - ・選考にあたり、事務局が指定する審査員にて構成する審査委員会及び当行にて利用・共有させていただきます。
 - ・本事業にかかる事務局からの各種連絡・各種情報提供に利用させていただきます。
 - ・書類選考後、状況に応じ応募書類以外に審査に必要な書類の提出、閲覧を求めることがあります。
- (3) 審査内容の詳細、審査結果に対するご質問は一切お受けできません。
- (4) 選定後実施する支援については、デジタルマーケティング伴走支援の業務範囲内での支援であり、金銭的な支援は行いません。(ECサイトの構築等にかかる費用は自己負担願います。)また、本支援は応募者の今後の事業成功を保証するものではありません。
- (5) 事業者の個別事情等により本事業の継続が不可と事務局が判断した場合は、支援を取り消しさせていただきます。
- (6) 申請等に虚偽や違反があった場合には、応募を取り消し、支援を取り消しさせていただきます。
- (7) 応募者は反社会的勢力に該当せず、または一切関与していないことを表明していただきます。応募者が反社会的勢力であることが判明したとき、または反社会的勢力と関係を有することが判明したときは、応募取り消しさせていただきます。また、当行による支援も一切行いません。

- (8) 説明会等につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を徹底して実施いたします。ご参加の皆さまにおかれましても、3密回避、人との間隔を開ける、マスク着用など、感染拡大防止にご協力をお願いいたします。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の状況により、説明会等の開催内容を変更または中止することがございます。
- (10) 本事業は、株式会社南都銀行、南都コンサルティング株式会社（代表取締役社長 竹邑秀隆／奈良市橋本町16番地）および株式会社NTT DX パートナー（代表取締役社長 矢野信二／東京都新宿西新宿3-19-2 NTT 東日本本社ビル9F）が協働で運営するため、入手した個人情報および顧客情報は3社が共有いたします。なお、入手した情報を本事業以外に利用することはありません。

9. 事業主体

委 託 者：奈良県

受託者事業者：株式会社南都銀行

協力事業者：南都コンサルティング株式会社 株式会社NTT DX パートナー

10. 本事業に関する問い合わせ先

デジタルマーケティング伴走支援事業事務局

【住 所】 〒630-8677 奈良市橋本町16番地 南都銀行 営業サポート部 公務室内

【T E L】 0742-27-1553

【F A X】 0742-24-3283

【E-mail】 ec-bansoushien@nantobank.co.jp

【担当者】 萩原、前田、大門